

【参考】負担上限月額（医療部分）の算定方法

国の基準

(1) 福祉部分 α ^{※1} + 医療部分 β ^{※2} + その他生活費 ^{※3} > 地域子育て費 ^{※4} の場合

$$\text{負担上限月額（医療部分）} = \text{地域子育て費} - (\text{その他生活費} + \text{福祉部分 } \alpha)$$

(2) 福祉部分 α + 医療部分 β + その他生活費 < 地域子育て費 の場合

$$\text{負担上限月額（医療部分）} = \text{医療部分 } \beta$$

※1 福祉部分 α : 下表のとおり

所得区分	福祉部分 α
生活保護・市民税非課税 市民税所得割が28万円未満	施設ごとに設定される単価（日額） $\times 30.4 \times 0.1$ と 15,000円 を比べ、いずれか低い額
市民税所得割が28万円以上	施設ごとに設定される単価（日額） $\times 30.4 \times 0.1$ と 37,200円 を比べ、いずれか低い額

※2 医療部分 β : 下記①②のうち低い方

①利用施設の平均月額医療費の1割

②下表の額

所得区分	上限月額（医療部分）
生活保護	0円
市民税非課税で所得が80万円以下	15,000円
市民税非課税で上記以外	24,600円
市民税課税	40,200円

※3 その他生活費 : 国が定める基準額 34,000円（18歳、19歳の場合は25,000円）

※4 地域子育て費 : 地域で子どもを育てるために通常必要な費用として国が定める基準額

所得区分	地域子育て費
生活保護・市民税非課税 市民税所得割が28万円未満	50,000円
市民税所得割が28万円以上	79,000円

【参考】負担上限月額（医療部分）の算定方法

神戸市の独自基準（令和5年6月末で終了）

負担上限月額（医療部分） = 市独自基準額^{※1} - 負担上限月額（福祉部分）^{※2}
 ⇒ 国の基準と比較し、低い方の額で決定

※1 市独自基準額

所得区分	基準額	
生活保護世帯	0円	
市民税非課税		
市民税均等割のみ かつ 所得税非課税	2,300円	
市民税所得割課税 かつ 所得税非課税	3,300円	
所得税の額が	12,000円以下	4,500円
	15,000円以下	5,000円
	20,000円以下	6,800円
	30,000円以下	7,100円
	40,000円以下	7,800円
	55,000円以下	9,400円
	70,000円以下	10,400円
	101,000円以下	14,500円
	183,000円以下	14,700円
	403,000円以下	20,600円
	703,000円以下	27,100円
	1,078,000円以下	34,400円
	1,632,000円以下	42,500円
	2,303,000円以下	51,500円
	3,117,000円以下	61,300円
	4,173,000円以下	71,900円
5,334,000円以下	83,300円	
6,674,000円以下	95,600円	
6,674,001円以上	100,000円	

※2 負担上限月額（福祉部分）

・福祉部分α（P1参照）
と
・下表の額

所得区分	負担上限月額
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯	
市民税 所得割額 28万円未満	9,300円
市民税 所得割額 28万円以上	37,200円

を比較し、低い方の額